

令和2年度 第2回  
三郷市景観審議会  
説 明 書

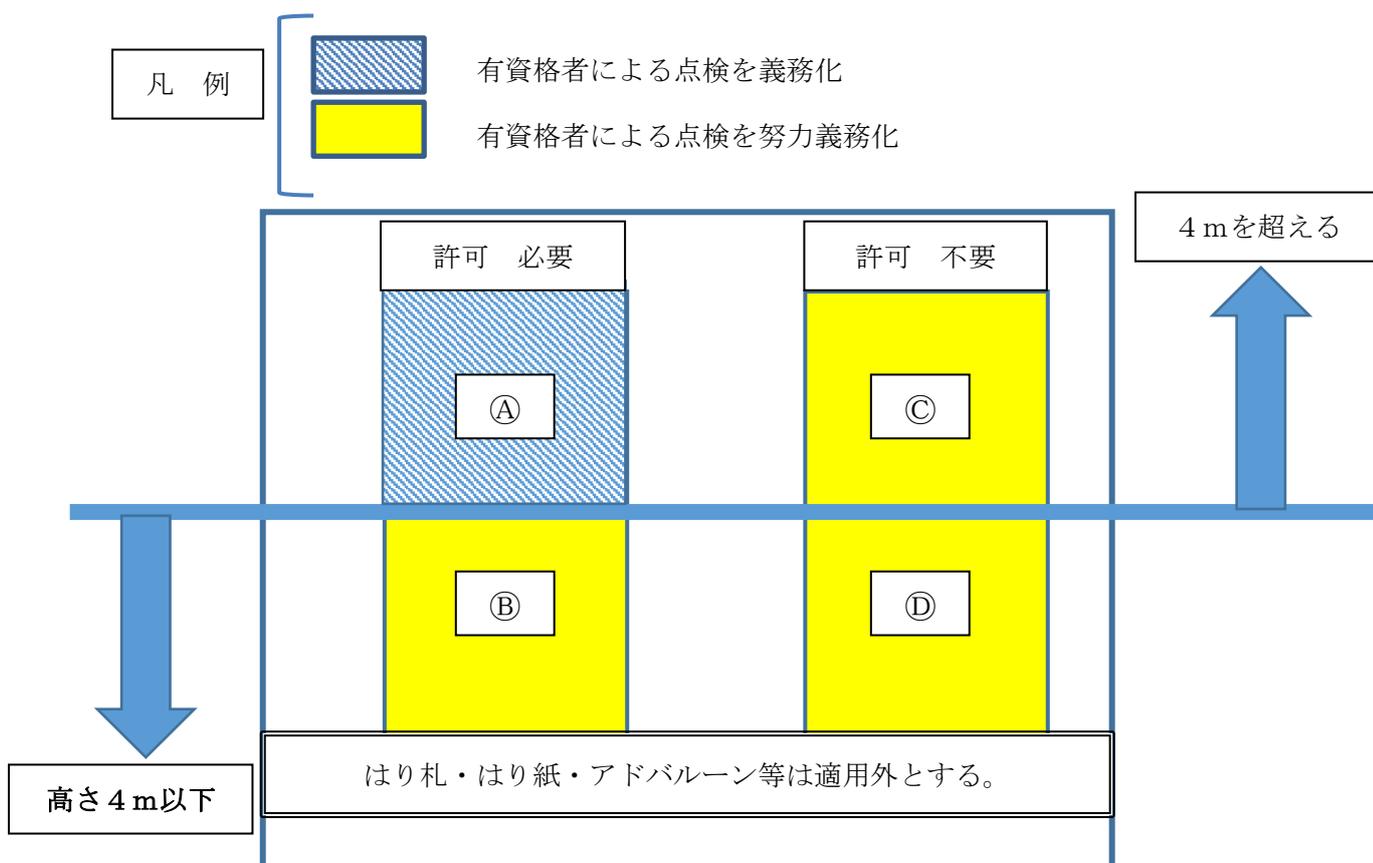
令和3年3月24日（水）

三郷市役所 全員協議会室

## 2-A. 屋外広告物の安全管理の強化について

### (2) 条例改正の内容

#### ③点検範囲の内容及び有資格者の新設について



#### 事例 (A、Cは高さ4mを超える)

- ① 自家用広告物のサインポールで表示面積  $10 \text{ m}^2$  を超えて  $60 \text{ m}^2$  以下、一般広告物の独立広告物（野立て看板）、壁面広告、屋上利用広告
- ② 一般広告物の独立広告物（野立て看板）
- ③ 自家用広告物のサインポールで表示面積  $10 \text{ m}^2$  以下、自家用広告物の壁面広告、屋上利用広告、突き出し広告
- ④ 自家用広告物の独立広告物で表示面積  $10 \text{ m}^2$  以下

<近隣自治体における有資格者による点検義務化比較表>

	施行日	㉑	㉒	㉓	㉔
三郷市	R4. 4. 1 予定	○	△	△	△
埼玉県	R4. 4. 1 予定	○	×	△	×
さいたま市	H30. 4. 1	○	○	○	○
熊谷市	H31. 4. 1	○	×	×	×
越谷市	R2. 4. 1	○	○	○	○
戸田市	R3. 4. 1 予定	○	○	○	○

《凡例》 有資格者による点検

○：義務化      △：努力義務化      ×：適用外

<県内独自条例制定市の状況（独自条例制定市は全10市）>

川口市・川越市・春日部市・新座市・八潮市では、「未定」となっています。

◎三郷市の考え方

現行では更新時において

㉑は管理者（屋外広告業の登録を受けた者又は有資格者等）による点検結果確認書の提出が必要。

㉒は資格を有していない者による点検結果確認書の提出でも支障なし。

㉓は規定なし。

㉔は規定なし。



**改正（案）**

広告物の安全性の確保と事業者（有資格者）による安全点検の実効性の担保及び規定の形骸化防止の両立を図る観点から、現行基準において点検が必要となっている㉑について義務化とし、㉒～㉔については努力義務化とする案としております。

④点検項目の追加について

現 状

様式第2号（第3条、第5条、第8条、第9条関係）

屋外広告物等自主点検結果確認書

年 月 日

三郷市長あて

申請者 氏 名 ⑤  
電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地・名称、代表者の氏名、電話番号及び代表者印〕

住 所  
管理者 氏 名 ⑤  
電話番号

1 屋外広告物等の概要

表示・設置の場所	三郷市			
種類				
規模	表示面積	(縦) m×	(横) m×	(面数) 面 = (合計面積) m <sup>2</sup>
	地上から上端までの高さ	m		
表示・設置年月日	年 月 日			

2 点検結果

点検年月日	年 月 日	改善年月日	年 月 日
点検項目	異常の有無		改善の概要
主要部分（基礎を含む。）の変形・腐食	有・無		
取付（支持）部分の変形・腐食	有・無		
表示面の汚染・退色・はく離・破損	有・無		
その他特に点検した箇所	有・無		

- 注意事項
- 1 点検項目について異常の有無の欄に○印を付け、有の場合は改善の内容を記入すること。
  - 2 広告物の上端の高さが地上から4mを超えるものを設置する場合は、広告物の管理者を置かなければなりません。管理者の記載欄には、広告物の安全点検をした管理者を記入すること。
  - 3 広告物の上端の高さが地上から4m以下のものを設置する場合は、管理者を記入する必要はありません。

**改正案**

様式第2号

屋外広告物等点検報告書(案)

三郷市長 あて

年 月 日

報告者 住 所  
氏 名  
電話番号

⑨

( 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地・名称、代表者の氏名、電話番号及び代表者印 )

現在の許可番号	年 月 日付け			第	号
表示・設置の場所					
設 置 数			点 検 年 月 日	年 月 日	
点 検 者	氏 名				
	住 所				
	電話番号				
	資格名称				
点検箇所	点 検 項 目			異常の有無	改善の概要
基礎部・ 上部構造	1	上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有	無	
	2	基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱のぐらつき	有	無	
	3	鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有	無	
支持部	1	鉄骨接合部（溶接部、プレート）の腐食、変形、隙間	有	無	
	2	鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）の緩み、欠落	有	無	
取付部	1	アンカーボルト、取付部プレートの腐食、変形	有	無	
	2	溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有	無	
	3	取付対象部（柱、壁、スラブ）、取付部周辺の異常	有	無	
広告板	1	表示面板、切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有	無	
	2	側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有	無	
	3	広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有	無	
照明装置	1	照明装置の不点灯、不発光	有	無	
	2	照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有	無	
	3	周辺機器の劣化、破損	有	無	
その他	1	附属部材の腐食、破損	有	無	
	2	避雷針の腐食、損傷	有	無	
	3	その他点検した事項（ ）	有	無	

注1 広告物等の種類により、該当する点検箇所・点検項目が無い場合は、「異常の有無」欄に二重線を引くこと。

2 点検をした広告物又は掲出物件の状況を知り得る写真を添付すること。

## 2-B. 屋外広告物規制の運用の弾力化について

三郷市の事例及び先進地の事例

### 三郷市の事例

新三郷駅前（西口）



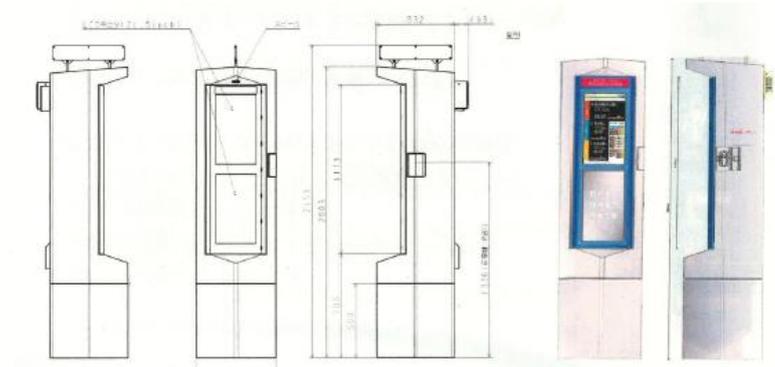
三郷駅前（南口）



三郷中央駅前



デジタルサイネージのイメージ



先進地の事例

デジタルサイネージ広告

バス停上屋広告



参考：大宮公園駅前（提供：さいたま市）



参考：東松戸駅前

<近隣自治体における屋外広告物規制運用の弾力化状況について>

	施行日	運用の弾力化規定の制定状況
三郷市	R4. 4. 1 予定	○
埼玉県	R4. 4. 1 予定	×
さいたま市	H30. 4. 1	◎
熊谷市	H31. 4. 1	◎
越谷市	R2. 4. 1	◎
戸田市	R3. 4. 1 予定	◎

《凡例》 ◎：制定済 ○：制定予定 ×：制定予定無し

<県内独自条例制定市の状況（独自条例制定市は全10市）>

川口市・川越市・春日部市・新座市・八潮市では、「未定」となっています。